

## 震災対策部会委員の意見を受けた石川県地域防災計画の修正について

委員からの意見	当初の修正案	最終修正案
<p>企業や学校等地域外の人々との連携の視点を地区防災計画作成の際、留意すべき点として明記したらどうか。</p>	<p>2章2節「県民及び事業者のとりべき措置」            4 県民及び事業者による地区内の防災活動の推進            （津波災害対策編は、2章2節4）            市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。            この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行う。            なお、市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。</p>	<p>2章2節「県民及び事業者等<sup>等</sup>のとりべき措置」            4 県民及び事業者等<sup>等</sup>による地区内の防災活動の推進            （津波災害対策編は、2章2節4）            市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等<sup>等</sup>は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。            この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行う。            なお、市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等<sup>等</sup>から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。</p>